

# 【県立新庄北高等学校 部活動の在り方に関する指針】

令和6年度版

- 1 令和6年度より、部活動は任意加入とする。
- 2 週あたり平日1日以上、週休日1日以上を休養日とする。強化部は適用外
- 3 長期休業中についても、学期中に準じた扱いを行う。また、多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設ける。
- 4 練習時間は、平日では2時間程度、学校の休業日（週休日、休日、長期休業日）では3時間程度とする。
- 5 特別強化期間は、高体連・高文連主催の大会およびそれに準じる大会前2週間に限り、目標とする大会は、3年次 引退前・後それぞれ2大会までとする。その期間については土日両方の活動も可とするが、その分は他の期間に振り替えを必ず行う。
- 6 本校独自の強化指定部を定め、その休養日・活動時間に関しては、該当部活動顧問と別途協議する。ただし、年間の休養日数については、一般の部と同じとする。  
令和6年度は、スキー部・弓道部・野球部・バドミントン部を本校独自の強化指定部とする。強化部の入れ替えについては年度ごとに検討していく。
- 7 以下の日は原則部活動を行わない。（令和6年度）
  - 1学期中間考査最終日 5月23日（木）      ○2学期中間考査最終日 10月3日（木）
  - 年次末考査最終日 令和7年2月21日（金）
  - 1学期期末考査最終日 7月2日（火） 7月3日（水）
  - 2学期期末考査最終日 12月3日（火） 12月4日（水）
  - 4月19日（金）      ○5月20日（月）      ○6月21日（金）      ○7月22日（月）
  - 8月21日（水）      ○9月25日（水）      ○10月23日（水）      ○11月22日（金）
  - 12月20日（金）      ○1月15日（水）      ○2月14日（金）      ○3月19日（水）

## 【運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン】平成30年3月 スポーツ庁

- 学期中は、週当たり2日以上の休養日を設ける。（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）
- 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オ

フシーズン) を設ける。

- 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

#### 【文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン】平成30年12月 文化庁

- 学期中は、週当たり2日以上(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。))は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)
- 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、文化部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。
- 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

#### 【山形県における運動部活動の在り方に関する方針】平成30年12月 県教育委員会

##### ① 学期中の休養日の設定

- ・休養日は、週当たり2日以上(平日1日以上、週休日1日以上)となるように設定する。

##### ② 1日の活動時間

- ・長くとも、平日では2時間程度、学校の休業日(週休日、休日、長期休業日)では3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- ・上記の活動時間とは、通常の練習の活動時間であり、大会・練習試合・合宿等(以下「大会等」という)については上記活動時間を適用しなくても良いが、大会等を計画する際は、スポーツ医・科学の見地や教員の負担軽減、学校単位で参加する大会の見直し等を踏まえ、毎週のように大会等に参加するなどの過度な負担とならないように計画する。

##### ③ 長期休業中の休養日の設定

- ・学期中に準じた扱いを行う。
- ・運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設ける。

(中略)

エ 休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、以下のようなことも考えられる。

- ・定期試験前後の一定期間等に、運動部共通、学校全体の部活動休養日を設ける。
- ・校長が認める「目標とする大会前の特別強化期間\*2」や「強化指定部\*3」は、少なくとも週1日の休養日を設けたうえで、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定め、休養日を振替える。

\*2 「目標とする大会」前に、学校独自の休養日・活動時間を設定して活動する一定の期間のこと。

\*3 学校の特色を活かすために、通年で独自の休養日・活動時間を設定して活動する学校から指定された運動部活動のこと。